

釧路市最低制限価格設定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、釧路市が建設工事及び設計等に係る一般競争入札又は指名競争入札において設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定める。

(対象とする入札案件)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、次に掲げる入札案件とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の請負のうち、一般競争入札に付するもの。
- (2) 建設工事に係る設計、監理、調査及び測量（以下「設計等」という。）の委託業務のうち、一般競争入札に付するもの。
- (3) その他ダンピング等により不正若しくは不良な施工又は成果品に係る品質の劣化などのおそれがあると、市長が特に認めるもの。

(総価契約に係る最低制限価格の算定方法)

第3条 前条第1号の入札案件に設定する最低制限価格は、次の各号に掲げる工事種別に応じ、当該各号に定めるアからエの額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあってはその予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5に満たない場合にあってはその予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 土木、舗装、水道設備、塗装、造園工事（以下「土木工事等」という。）の場合及び土木工事等以外の工事種別のうち、土木工事等の積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合
ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

(2) 土木工事等以外の工事種別の場合（ただし、前号及び次号に掲げる工事を除く。）

ア 直接工事費の額から直接工事費に 10 分の 1 を乗じて得た額を減じて得た額に、10 分の 9.7 を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に直接工事費に 10 分の 1 を乗じて得た額を加えて得た額に、10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

(3) 前号に掲げる工事種別のうち、昇降機設備の工事である場合

ア 直接工事費の額から直接工事費に 10 分の 2 を乗じて得た額を減じて得た額に、10 分の 9.7 を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に直接工事費に 10 分の 2 を乗じて得た額を加えて得た額に、10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

(4) 特に必要があると認められる場合は、本条第 1 号から前号の算定方法に関わらず、予定価格に 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で設定した割合を乗じて得た額とする。

2 前条第 2 号の入札案件（ただし、次項に掲げる入札案件を除く。）に設定する最低制限価格は、次の各号に掲げる業務種別に応じ、当該各号に定めるアからエの額の合計額（測量業務にあっては、アからウの額の合計額）に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

ただし、その額が予定価格の 10 分の 8（測量業務にあっては、10 分の 8.2、地質調査業務にあっては、10 分の 8.5）を超える場合にあってはその予定価格に 10 分の 8（測量業務にあっては、10 分の 8.2、

地質調査業務にあっては、10分の8.5)を乗じて得た額とし、10分の6(地質調査業務にあっては、3分の2)に満たない場合にあってはその予定価格に10分の6(地質調査業務にあっては、3分の2)を乗じて得た額とする。

(1) 土木設計業務及び造園設計業務(以下、「土木設計等」という。)の場合及び土木設計等以外の業務種別のうち、土木設計等の積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 建築設計業務及び設備設計業務の場合(ただし、前号に掲げる業務を除く。)

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 補償コンサルタント業務の場合

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

(4) 測量業務の場合

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(5) 地質調査業務の場合

- ア 直接調査費の額

- イ 間接調査費に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費に 10 分の 8 を乗じて得た額
- エ 諸経費に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

(6) 特に必要があると認められる場合は、本条第 1 号から前号の算定方法に関わらず、予定価格に 10 分の 6 から 10 分の 8 まで（測量業務にあっては 10 分の 6 から 10 分の 8.2 まで、地質調査業務にあっては 3 分の 2 から 10 分の 8.5 まで）の範囲内で設定した割合を乗じて得た額とする。

3 前条第 2 号の入札案件のうち、一の契約の中に二以上の業務種別が含まれる場合の最低制限価格は、前項各号に掲げる業務種別に応じ、それぞれ算出した額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

ただし、それぞれ算出した額が、予定価格のうちそれぞれの業務に係る額（以下、「業務に係る額」という。）の 10 分の 8（測量業務にあっては、10 分の 8.2、地質調査業務にあっては、10 分の 8.5）を超える場合にあってはその業務に係る額に 10 分の 8（測量業務にあっては、10 分の 8.2、地質調査業務にあっては、10 分の 8.5）を乗じて得た額、10 分の 6（地質調査業務にあっては、3 分の 2）に満たない場合にあってはその業務に係る額に 10 分の 6（地質調査業務にあっては、3 分の 2）を乗じて得た額をそれぞれ算出した額とする。

4 前条第 3 号に掲げる入札案件に設定する最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、予定価格に当該各号に定める範囲内の割合を乗じて得た額とする。

- (1) 予定価格が 100 万円未満の場合 10 分の 8.8 から 10 分の 9 まで
- (2) 予定価格が 100 万円以上 500 万円未満の場合 10 分の 8.5 から 10 分の 8.7 まで
- (3) 予定価格が 500 万円以上 1,000 万円未満の場合 10 分の 8.2 から 10 分の 8.4 まで

(4) 予定価格が 1, 000 万円以上 5, 000 万円未満の場合 10 分の
7. 9 から 10 分の 8. 1 まで

(5) 予定価格が 5, 000 万円以上の場合 10 分の 7. 6 から 10 分の
7. 8 まで

(単価契約に係る最低制限価格の算定方法)

第4条 第2条第3号に掲げる入札案件のうち単価契約によるものに設定する最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、予定価格に当該各号に定める範囲内の割合を乗じて得た額とする。

(1) 単価に係る予定価格に概算数量を乗じた額（以下「概算予定金額」という。）が 100 万円未満の場合 10 分の 8. 8 から 10 分の 9 まで

(2) 概算予定金額が 100 万円以上 500 万円未満の場合 10 分の 8. 5 から 10 分の 8. 7 まで

(3) 概算予定金額が 500 万円以上 1, 000 万円未満の場合 10 分の 8. 2 から 10 分の 8. 4 まで

(4) 概算予定金額が 1, 000 万円以上 5, 000 万円未満の場合 10 分の 7. 9 から 10 分の 8. 1 まで

(5) 概算予定金額が 5, 000 万円以上の場合 10 分の 7. 6 から 10 分の 7. 8 まで

(最低制限価格調書の作成)

第5条 最低制限価格は、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）第7条に規定する予定価格調書に併記するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 最低制限価格を設定したときは、契約規則第4条の公告及び第18条の通知に、次に掲げる事項を併記するものとする。

(1) 最低制限価格を設定していること。

(2) 最低制限価格を設定した入札において、入札価格が最低制限価格に満たない場合は、当該入札をした者を失格とするとともに、再度の入札に

参加できないものとすること。

(入札の執行)

第7条 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回る価格の入札があったときは、入札執行者は、政令第167条の10第2項及び契約規則第11条第1項の規定により、当該入札をした者を失格とし、再度の入札に参加できない旨を告げるものとする。

2 最低制限価格を設定した入札において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、入札執行者は、このうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がないときは、入札執行者は、再度入札を行うことができるものとする。

(最低制限価格の公表)

第8条 最低制限価格を設定した入札があったときは、入札執行者は、その執行後において、予定価格とともに最低制限価格を公表するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の釧路市最低制限価格設定要領の規定は、施行日以降に行われる公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前に行われた公告又は指名通知を行う入札については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 8 月 21 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の釧路市最低制限価格設定要領の規定は、施行日以降に行われる公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前に行われた公告又は指名通知を行う入札については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の釧路市最低制限価格設定要領の規定は、施行日以降に行われる公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前に行われた公告又は指名通知を行う入札については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の釧路市最低制限価格設定要領の規定は、施行日以降に行われる公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前に行われた公告又は指名通知を行う入札については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。